

## 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等に関するQ & A

第1版(令和7年10月10日)

No.	カテゴリ	質問内容	回答
1	制度全般に関すること	都道府県の所管する児童養護施設で、市町村が子育て短期支援事業を実施しているなど、ひとつの施設で所管行政庁の異なる複数事業が実施されている状況において、虐待事案が発生した場合、被害者の利用事業に合わせ通報窓口は都道府県と市町村で分かれるのか。	虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、所管行政庁に関わらず、都道府県又は市町村のいずれかに通報することとしています。このため、質問のケースにおいては、いずれの施設・事業で虐待が発生したとしても、まずは速やかに都道府県又は市町村に通報することとしてください。 なお、通報を受けた自治体において、自らが所管行政庁ではない施設等の利用児童への虐待と認められる場合は、所管行政庁に対して速やかにその旨の通知をお願いします。
2	制度全般に関すること	公立の保育所のような、市町村が設置し県には届出をする施設についても所管行政庁は県となるのでしょうか。また、公立と私立で虐待通報への対応に違いはありますか。	お見込みのとおり県となります。通報を受け付けた後の対応に違いはございません。
3	制度全般に関すること	虐待通報があったものの、匿名希望により通報者の職種や氏名の情報提供がなかった場合又は通報者から施設名の情報提供がなかった場合の対応はどうするのか。	匿名でもよいことを伝え、通報者に安心感を与えた上で、施設名を含む事実確認に必要な情報の収集に努めることとしてください。
4	制度全般に関すること	保育所等の児童への聞き取りは専門的な知識を有する者が行った方がよいと考えられるが、専門的な知識を有する者がいない場合の児童への聴取事項や対応方法はどうか。	児童相談所や都道府県等に相談の上で、専門的な知識を有する人材を派遣していただくたり、専門人材からアドバイスをいただきながら対応することが望ましいです。それが難しい場合であっても、聞き取り調査を行う際には、二次被害(調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと)が生じないよう、こどもの状況や心情に配慮した対応等が必要です。
5	制度全般に関すること	虐待に関する通報義務等に関して、指定都市等はどうのような対応が必要か。	地方自治令第174条の26、第174条の49の2又は児童福祉法施行令第45条の3の規定に基づき、指定都市、中核市又は児童相談所設置市(以下、「指定都市等」という。)に都道府県知事の権限が移譲されている場合は、当該指定都市等が児童福祉法上の「所管行政庁」として必要な措置を講ずることとしています。 ただし、公表については、都道府県が指定都市等の状況を含め一括して行います。

No.	カテゴリ	質問内容	回答
6	制度全般に関すること	保育所等の職員が虐待を発見し、その旨を施設長に相談し、施設内の話し合い等で状況の改善が図られ、事態が解決した場合でも、虐待を発見した者は自治体への通報義務を負うのか。	児童福祉法第33条の12第1項の規定により、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに自治体へ通報する義務があります。
7	制度全般に関すること	保護者は通報義務の対象になるか。	法律上、保護者や職員であるかにかかわらず、虐待と疑われる事案を発見した者は、速やかに自治体へ通報することを義務化しています。
8	制度全般に関すること	虐待の通報の定義を伺いたい。通報者による虐待について通報したいという言葉で、自治体は審議会報告等のフローに係る対応を必ず全て行わなければならないか。	虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報に対して、虐待の防止や児童の保護のために行政の介入が必要と認めるものは、虐待通報として処理する必要があります。
9	審議会等の指定・報告に関すること	結果的に虐待でもなく不適切な保育でもない、という結論に至ったケースについても、その過程で事実確認等を行った場合は審議会の報告対象となるか。	虐待と疑われる事案について通報を受けて、事実確認等を行った場合は、虐待か否かにかかわらず審議会への報告が必要です。 なお、ガイドラインp45に記載のとおり、審議会への報告の仕方については、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な運用をお願いします。
10	審議会等の指定・報告に関すること	児童福祉法第33条の10第3項において、児童福祉審議会を設置しない市町村における審議会等とは、「児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるものうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者」とあるが、既存の子ども・子育て会議を審議会としてよいか。	既存の会議の委員を指定する等であれば差し支えございません。 また、既存の会議の所掌事務において、児童福祉法に基づく児童福祉審議会としての事務が含まれる場合は、児童福祉法第33条の10第3項の「審議会等」とすることができます。
11	審議会等の指定・報告に関すること	都道府県が所管行政庁となる保育所等については、都道府県において、虐待の判断を行うことが示されているが、判断に迷う場合、児童福祉審議会とは別の専門家や、第三者委員会に虐待判定に係る意見を伺うことは問題ないか(児童福祉審議会には別途報告を行う。)	問題ございません。

No.	カテゴリ	質問内容	回答
12	審議会等の指定・報告に関すること	市町村児童福祉審議会を設置しておらず、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者をあらかじめ指定するにあたり、県の児童相談所の所長や同所の虐待防止の所管課長などを報告先とすることは可能か。	県の職員等に意見を求めることは差し支えないですが、市町村児童福祉審議会に相当する者として虐待状況の公表を行う都道府県の職員を指定することは、公正な判断を期待できない可能性があるため、指定先として望ましくないと考えています。
13	審議会等の指定・報告に関すること	市町村が所管行政庁の場合に、都道府県の児童福祉審議会を報告先としてよいか。	都道府県の児童福祉審議会自体を指定することは想定しておりませんが、都道府県の児童福祉審議会の各委員を「児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるものうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者」として指定し、報告先とすることは可能です。
14	審議会等の指定・報告に関すること	児童福祉審議会を設置していないが、「地域連絡協議会」を設置し、その中で学識経験者や児童福祉事業等に従事する委員を招集し「代表者会議」を開催している。この会議を「児童福祉審議会」に相当するものと位置付けても差し支えないか。	既存の会議体の所掌事務において、児童福祉法に基づく児童福祉審議会としての事務が含まれる場合は、児童福祉法第33条の10第3項の「審議会等」とすることができます。また、児童福祉審議会以外の既存の会議の委員を指定する等でも差し支えございません。
15	審議会等の指定・報告に関すること	虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする場合に、児童福祉審議会に諮るのではなく、個別に専門家に意見を求めて対応してよいか。	専門家に個別に意見を求めることは差し支えないですが、所管行政庁において事実確認等の措置を講じたあとは、児童福祉法第33条の15の規定に基づき、当該措置の内容や児童の状況等について、児童福祉審議会に報告する必要があります。
16	審議会等の指定・報告に関すること	市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者をあらかじめ指定する必要があるが、その指定方法の規定又は例示はあるか。	各自治体において必要な手続を行っていただくものと承知しており、具体的な指定方法について法令上の規定等は設けておりません。

No.	カテゴリ	質問内容	回答
17	審議会等の指定・報告に関すること	虐待認定をしなかった場合に、疑いのあった職員の生年月日などの個人情報も審議会に報告する必要があるか。	法令上、児童福祉審議会に報告を求めるのは、虐待を行った職員の生年月日なので、虐待と認定しなかった職員の個人情報を審議会に報告する必要はありません。
18	公表に関すること	都道府県は毎年度、虐待の状況等についてとりまとめ、公表することとしているが、令和7年度末には都道府県での公表が必要ということか。	法律が施行される令和7年10月1日から令和8年3月31日までの虐待の状況等を取りまとめた結果を公表する必要があります。
19	他の自治体や関係機関との連携に関すること	警察との連携はどのようなスキームになっているのか。	警察への情報提供については、調査を進める中でこどもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合は躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政としての告発を行うことが必要です。 また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。
20	他の自治体や関係機関との連携に関すること	都道府県が所管行政庁の施設内において、市町村が所管行政庁の事業を行っている場合に、事業の利用児童への虐待事案が起きたときの対応はどのようなのか。	市町村が所管行政庁である事業の利用者に対する虐待事案については、ガイドラインのp28もご参考の上、事業の所管行政庁である市町村が主導で対応を担いつつ、事実確認や情報収集においては、実施場所である施設の所管行政庁である都道府県とも適切にご連携ください。
21	放課後児童健全育成事業、児童館、子育て短期支援事業・児童育成支援拠点事業に関すること	児童館における対応は「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」p14に例示されている保育所の対応と同様でよいのか。	児童館については、ガイドラインで例示されている保育所とは異なり都道府県のみが指導監督権限を有するため、都道府県において児童福祉法に規定されている事実確認や安全確保措置等を行っていただく必要があります。 なお、市町村も、自らが設置主体である施設の運営を事業者等に委託している場合等において、委託元としての責任の範囲内で事実確認等を行っていただくことは想定されますが、児童福祉法第33条の14第2項等に規定がある事実確認等を実施するのは、所管行政庁である都道府県となります。
22	その他	一般市町村に認可外保育施設の届出の受理や指導等事務を事務処理特例条例で権限移譲している。今回の改正において認可外保育施設の被措置児童等虐待の所管行政庁は都道府県となっているが、所管行政庁の事務を事務処理特例により一般市町村に移譲することは可能か。	地方自治法の法の趣旨を逸脱しない範囲内において、権限の委譲を行うことは可能です。